

M-2nd

令和3年2月12日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 横尾紀^豊

令和2年(ネ)第2958号 慰謝料請求控訴事件

(原審・前橋地方裁判所平成30年(ワ)第359号)

口頭弁論終結日 令和2年11月19日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人(1審原告) 今 井 豊

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人(1審被告) 国 陽 子

同 代 表 者 法 務 大 臣 上 川 陽 子

同 指 定 代 理 人 江 本 満 昭

同 高 橋 昌 寛

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要(略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。以下同じ。)

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、前橋地方検察庁及び最高検察庁の職員が控訴人作成の「告訴状」と題する書面等を告訴として受理しなかったことなどにより、その職務を行うについて故意又は過失によって違法に控訴人に損害を加えた旨を主張して、国家賠償法1条1項等に基づき、損害金の一部として慰謝料10万円の支払を求める事案である。

原審は、被害者等が告訴の受理(受理することができる内容となるように助

言を受けることを含む。) によって受ける利益は法律上保護された利益ではなく、また、前橋地方検察庁及び最高検察庁の職員の控訴人に対する言動について、虚偽を用いて差別したとか、控訴人の抗議、被害申出、不起訴理由の告知の要請等を無視したとか、控訴人の告訴を妨害したとか、不当な発言をした等と評価することはできないことなどから、国家賠償法 1 条 1 項に基づく控訴人の請求は理由がなく、その余の請求についても理由がないことは明らかであるとして、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 当事者の主張は、後記 3 のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第 2 事案の概要」の 2 に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張

前橋地方検察庁及び最高検察庁の対応は、いずれも控訴人の告訴を不当に妨害する行為であり、控訴人の適正な手続を受ける権利ないし刑事裁判を受ける権利を妨害し、控訴人を差別する違法な行為である。

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断するものであり、その理由は、以下のとおり原判決を補正し、後記 2 のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第 3 当裁判所の判断」(以下「原判決第 3」という。) の 1 及び 2 に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 頁 4 行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「1 (1) 控訴人の主張は、要旨、前橋地方検察庁の職員が、控訴人の持参し又は郵送した「告訴状」と題する書面等について、犯罪事実が特定されていないなどとしてこれを控訴人に返戻し、告訴として受理しなかったことや、最高検察庁の職員が、控訴人の郵送した「告訴状 A」と題

する書面等について、具体的な犯罪事実が判然としないなどとしてこれを控訴人に返戻し、告訴として受理しなかったことなどをもって、国の公権力の行使に当たる公務員である前橋地方検察庁及び最高検察庁の各職員が、その職務を行うについて故意又は過失によって違法に控訴人に損害を加えた旨を主張するものと解される。」

(2) 原判決3頁5行目の「1 犯罪の捜査」を「(2) しかるに、犯罪の捜査」に改め、同頁16行目の「助言を受けること」の次に「を含む。」を加え、同頁22行目の「国家賠償法1条1項の適用に関する原告の主張」を「控訴人の持参し又は郵送した「告訴状」と題する書面等について、犯罪事実が特定されていないなどとしてこれを控訴人に返戻し、告訴として受理しなかった等の前橋地方検察庁の職員の行為や、控訴人の郵送した「告訴状A」と題する書面等について、具体的な犯罪事実が判然としないなどとしてこれを控訴人に返戻し、告訴として受理しなかった等の最高検察庁の職員の行為は、いずれも控訴人の法律上保護された利益を侵害するものとはいえず、国家賠償法1条1項にいう違法な行為に当たると解される余地はないから、その職務を行うについて故意又は過失によって違法に控訴人に損害を加えたものとは認められず、この点に関する上記(1)の控訴人の主張」に改める。

(3) 原判決4頁4行目の「要請等を」の次に「不当に」を加え、同頁5行目の「評価することはできない」を「評価することはできず、上記職員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に控訴人に損害を加えたものとは認められない」に改める。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、前橋地方検察庁及び最高検察庁の対応は、いずれも控訴人の告訴を不当に妨害する行為であり、控訴人の適正な手続を受ける権利ないし刑事裁判を受ける権利を妨害し、控訴人を差別する違法な行為である旨を主張する。

しかしながら、前記1の補正後の引用に係る原判決第3の1及び2において説示したとおり、控訴人の持参し又は郵送した「告訴状」と題する書面等について、犯罪事実が特定されていないなどとしてこれを控訴人に返戻し、告訴として受理しなかった等の前橋地方検察庁の職員の行為や、控訴人の郵送した「告訴状A」と題する書面等について、具体的な犯罪事実が判然としないなどとしてこれを控訴人に返戻し、告訴として受理しなかった等の最高検察庁の職員の行為は、いずれも控訴人の法律上保護された利益を侵害するものとはいえず、国家賠償法1条1項にいう違法な行為に当たると解される余地はないから、その職務を行うについて故意又は過失によって違法に控訴人に損害を加えたものとは認められず、また、前橋地方検察庁及び最高検察庁の職員の控訴人に対する言動についても、虚偽を用いた差別や不当な無視ないし告訴の妨害や不当な発言等と評価することはできず、上記職員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に控訴人に損害を加えたものとは認められないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 以上のほか、当審における控訴人のその余の主張は、実質的に原審における主張を繰り返すもの又はその前提を欠くものであるなど、いずれも前記1(補正後の引用に係る原判決第3の1及び2)及び上記(1)の認定判断を左右するに足りるものとは認められない。

3 結論

以上によれば、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官

岩井伸晃



裁判官

片野正樹

裁判官

平城恭子

これは正本である。

令和 3 年 2 月 12 日

東京高等裁判所第 16 民事部

裁判所書記官 横 尾 紀

